平成２３年（フ）第２５６号
三重県津市野崎垣内岩田355番地３　ピタットハウス105
債務者　木幡　勝明
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５７号
三重県鈴鹿市西玉垣町1532、住民票上の住所三重県志摩市浜島町桧山路465番地
債務者　名古　佳秀
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６０号
三重県鈴鹿市高塚町1841番地の105
債務者　永戸　昌弘
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６４号
三重県鈴鹿市東旭が丘６丁目11番40号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川673番地11　インペリア102号
債務者　山門　俊夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６５号
三重県津市一身田豊野1406番地378
債務者　森岡　久志
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２１号
神戸市須磨区大手字稲荷尾１番地の48、申立時の住所神戸市兵庫区新開地５丁目２番29―905号
債務者　渡辺　芳子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７１号
神戸市北区花山東町２番13―406号
債務者　橋川　玉美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８９号
神戸市兵庫区北逆瀬川町３番28号　三和マンション305号、従前の住所神戸市兵庫区駅前通５丁目１番20号　兼久マンション405
債務者　津田　理恵（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ６棟203号
債務者　岩下　忠昭
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ６棟203号
債務者　岩下　幸代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４号
神戸市須磨区西落合６丁目１番69―101号
債務者　磯本　和子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
鳥取県西伯郡伯耆町福岡2240番地
債務者　杉岡　伸彦
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３３号
鳥取県境港市外江町2368番地４外江団地57棟１号　１号室
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２２９号
鳥取県境港市渡町3830番地　ハウスメイトⅠ―103号
債務者　澤　　和惠
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６６１号
東京都八王子市長沼町727番地11
債務者　高井眞紀子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
静岡県浜松市北区初生町1155番地の２
債務者　細田由美子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
静岡県浜松市北区三方原町331番地　グレイス三方原102号、前住所北海道札幌市北区屯田七条11丁目２番１―302号
債務者　寺田　明美（旧姓菅沼）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係